

議会に係る手続きのオンライン化の検討について

1 検討にあたっての基本的考え方

- 議会に係る手続きについては、従前の書面による手続きの併存も考慮した上で、オンライン化する方向で検討をする。

＜議会に係る手続きのオンライン化＞

インターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法（「電子情報処理組織」を使用する方法）により、議会に係る手続きを行うことをいう。

＜議会のデジタル化＞

議会運営の合理化や利便性の向上、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するため、情報通信技術（デジタル技術）を活用することをいう。「議会に係る手続きのオンライン化」もその中の一つである。

2 **総論** 議会の手続きに係るオンライン化へ向けた検討

- (1) 議会の手続きについては、現在、本県（本県議会）において利用できる方法（e-kanagawa、庁内メール、文書管理システム、議会クラウド）や、全国都道府県議会議長会が総務省及びデジタル庁と利用に向けて協議中の方法（マイナポータル）等を活用したオンライン化の実施に向けた検討をする。

なお、署名又は押印（規則等に明記されている又は実態として）を求めているものについては、議会局行政文書管理規程の規定を踏まえ、次の観点で要否も含めて検討する。

- ・本人確認（文書作成者の真正性担保）
- ・文書作成の真意確認
- ・文書内容の真正性の担保

【手続きのオンライン化を実施する際の方法（利用可能）】

＜e-kanagawa の活用＞

- ・誰でも利用可能であり、県民⇄議会・議長（議会局を通じて）の手続きに対応可能
- ・氏名、住所、電話番号、メールアドレスがあればアカウントを作れるため、議員のアカウントを議会局がデジタル戦略本部室と調整して作成することで、本人確認の手段とすることが可能であり、議員⇄議長の手続きに対応可能
- ・電子署名の付与が可能

＜庁内メール又は文書管理システムの活用＞

- ・県庁職員のみ利用可能であり、知事等⇄議会・議長（議会局を通じて）の手続きに対応可能
- ・電子署名は各ファイルに付与すれば可能だが、知事等⇄議会・議長（議会局を通じて）の手続きに限れば不要と考えられる。

＜議会クラウドの活用＞

- ・県議会議員が利用可能だが、現在導入しているシステムでは、編集権限を付与すれば、議員⇄議長の手続きに対応可能と考えられる。
- ・現状の利用実態に則して資料の閲覧に特化した活用が望ましいと考えられる。
- ・電子署名は各ファイルに付与すれば可能だが、議員⇄議長の手続きに限れば不要と考えられる。

【手続のオンライン化を実施する際の方法（協議・調整中）】

＜マイナポータルを活用＞

- ・全国都道府県議会議長会が、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用し、一部の手続きをオンライン申請できるよう、総務省及びデジタル庁と協議している。
- ・それぞれの議会において、具体的にどの手続きを利用するかを選択が可能
- ・マイナンバーカードを活用した電子署名を求めることが可能
- ・マイナンバーカードを持っていればだれでも利用可能であり、県民⇄議会・議長（議会局を通じて）の手続きに対応可能

(2) 他の機関（県の執行機関、国会）に同様の手続等があり、その対応状況を踏まえながら、オンライン化の実施を検討する。

【該当手続】 保有個人情報開示請求書、開示決定通知書等、資産等報告書

(3) オンライン化に向け全国統一的に対応しており、その状況を踏まえ、オンライン化の実施を検討する。

【該当手続】 意見書（国会、政府）

＜手続き手段①＞国会については、全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）において、衆参両院事務局と、令和6年4月1日からオンライン提出が可能となるよう協議・調整中

＜手続き手段②＞政府については、総務省から、各省庁に対し、意見書をオンラインにより提出できるよう調整中

(4) 来庁することが前提となっている議会の手続きについて検討する。

【該当手続】 傍聴関係、資産等報告書の閲覧請求

3 各論 議会の手続きに係るオンライン化へ向けた検討

別添、資料1－2のとおり